

令和4年1月21日

各医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

追加接種における白紙の予診票を用いて接種を行った場合の  
事務処理及び接種費用請求の取扱いについて

平素は、本市の感染症対策をはじめ、保健・衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、貴会会員のご尽力により、円滑に市民への接種が進んでおりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、「医療従事者」「高齢者施設等の入所者及び従事者」等への前倒し接種の実施につきましては、接種券が届いておらず、かつ、初回接種完了から6か月以上経過している場合は、例外的な対応として白紙の予診票を用いて追加接種を実施していただくことが可能であり、運用にあたっては令和3年11月26日付厚労省事務連絡の「具体的な事務運用」をご参照いただくようお願いさせていただきます。

しかしながらその運用につきましては、事務処理が煩雑である事ため、接種を実施した医療機関の負担軽減を目的とし、**大阪市民への接種【提出先が大阪市事務処理センター】に限り、別紙のとおり事務処理及び接種費用の請求の取扱とさせていただきます**ので、貴会会員への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

今後も円滑にワクチン接種を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(参考)

・令和3年11月26日付 厚生労働省事務連絡

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>

問い合わせ先

大阪市健康局保健所感染症対策課  
(ワクチン接種等調整チーム)

電話：6647-0813 F A X：6786-8003